

株券等電子化制度施行に伴う投資口の取扱いに関する公告

投資主および登録投資口質権者各位

平成 20 年 11 月 26 日

当投資法人（以下、下記に記載の各投資法人を個別に又は総称して「当投資法人」といいます。）は、「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成 16 年法律第 88 号。以下「決済合理化法」といいます。）施行後の株式等振替制度（株券等電子化制度）に関して、施行日である平成 21 年 1 月 5 日（月曜日）から、当投資法人が発行する投資口を振替機関である株式会社証券保管振替機構が取り扱うことについて同意しました。

つきましては、「社債、株式等の振替に関する法律」（平成 13 年法律第 75 号）第 228 条第 1 項において準用する同法第 131 条第 1 項の規定に基づき、以下の各事項を公告いたします。

1. 施行日において当投資法人が発行する投資証券はすべて無効となりますが、投資主としての権利は電子的に証券会社等の金融機関の口座で管理されます。
2. 施行日までに当投資法人の投資口の振替を行うための口座（以下、「振替口座」といいます。）を当投資法人に対し通知していただく必要があります。ただし、株券等保管振替制度をご利用いただいている場合は、お取引の証券会社等から通知される予定ですので、特段のお手続きは必要ございません。
3. 施行日までに株券等保管振替制度をご利用されず口座の通知をなされない投資主様または登録投資口質権者様につきましては、以下の口座管理機関に口座（以下「特別口座」といいます。）を開設いたします。

名 称 中央三井信託銀行株式会社

住 所 東京都港区芝三丁目 33 番 1 号

4. 決済合理化法の施行に伴い、上記 2 の振替口座または上記 3 の特別口座に投資口を記載または記録するために、株式会社証券保管振替機構に対して、施行日における振替投資口の投資主様および登録投資口質権者様につきましては、所定の事項を通知いたします。

以 上